

船舶事故等調査報告書

平成26年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第58号
事故等種類	運航阻害
発生日時	平成25年1月31日（木） 14時06分ごろ
発生場所	島根県 ^{あま} 海士町 ^{ひしうら} 菱浦漁港 海士町所在の菱浦四等三角点から真方位250° 600m付近 (概位 北緯36° 06.4′ 東経133° 04.6′)
事故等調査の経過	平成25年4月25日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 いそかぜⅡ、19トン
船舶番号、船舶所有者等	272-21782 島根、島前町村組合
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	左舷主機用逆転減速機（以下「減速機」という。）の後進側小歯車及び軸受が破損、左舷プロペラ翼が曲損
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、乗客7人を乗せ、菱浦漁港において、入港作業中、両舷主機を後進にかけて前進行きあしを減じようとしたところ、平成25年1月31日14時06分ごろ、左舷プロペラが後進側に回転しなくなり、右舷主機を使用するとともに、バウスラスタを使用して着岸した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2 海象：海上 平穏
その他の事項	本船は、2基2軸2舵であり、固定ピッチプロペラを装備していた。 本船は、島根県 ^{ちぶ} 知夫村 ^{くりい} 来居港、島根県 ^{にし} 西ノ島町 ^{べつづ} 別府港及び菱浦漁港間の定期航路を運航しており、1月4日～12月30日の間、1日に12便の運航において、86回の出入港を繰り返し行い、主機の1か月の運転時間が約400時間であった。 本船は、離着岸時の操船において、右舷主機に比べて左舷主機を後進にかけることが多かった。 減速機は、前進運転時、前進側クラッチ、前進側小歯車及び大歯車を介して主機の動力をプロペラ軸に伝達しており、大歯車とかみあう後進側小歯車は、遊転していた。 本船は、2年ごとの3月に機関の定期整備を実施しており、平成21年3月には左舷主機用減速機の後進側小歯車が破損していたこと

	<p>が判明し、新替えした。</p> <p>本船は、本インシデント後、左舷主機用減速機を開放したところ、後進側小歯車及び軸受が破損していたことが判明した。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、菱浦漁港で入港作業中、両舷主機を後進にかけて前進行きあしを減じようとしたところ、左舷主機用減速機の後進側小歯車が破損したことから、左舷プロペラが後進側に回転しなくなって運航が阻害されたものと考えられる。</p> <p>左舷主機用減速機の後進側小歯車は、出入港操船時における前後進クラッチの切替え操作時に生じる衝撃荷重が繰り返し歯面に作用したことにより、破損した可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、菱浦漁港で入港作業中、両舷主機を後進にかけて前進行きあしを減じようとしたところ、左舷主機用減速機の後進側小歯車が破損したため、左舷プロペラが後進側に回転しなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>船長は、本インシデント後、前後進の切替時における減速機のクラッチ操作について、歯車等への衝撃荷重を避けるため、急激な切替え操作を行わないようにした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減速機は、定期的に歯車の歯面の点検を実施すること。